工事特記仕様書

- 1. この仕様書は当該工事にのみ適用し、定めのない事項については三重県公共工事共通仕様書(以下「公共共仕」という)によらなければならない。
- 2. 設計図書の照査
 - 2-1 受注者は、施工前および施工途中において設計図書の照査を行い、その結果を監督員に書面により提出し確認を求めること。
- 3. 施工計画書
- 3-1 受注者は、「公共共仕」によるほか、下記の事項に留意して計画をたてること。
 - (1) 施工方法の決定にあたっては、工事の安全かつ円滑な施工の確保と公害防止に留意する。
 - (2) 施工計画を定めるにあたっては、施工現場の地質状況及び現場の施工環境に留意すること。
 - (3) 施工計画書は工事着手前に監督員に提出しなければならない
- 3-2 受注者は、監督員に提出した施工計画書に従って工事を施工すること。
- 3-3 施工計画の内容について監督員が「再検討」を指示した場合は、その内容について再度検討のうえすみやかに再提出すること。
- 3-4 施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければばらない。

4. 工程表

- 4-1 施工計画書に従い工程表を提出すること。なお、工程表はネットワークかバーチャートとする。
- 4-2 完成検査、出来高検査、中間検査、段階確認、材料確認等の計画をたて明記すること。

5. 排水処理

- 5-1 工事に伴い発生する排水については、公共用水域等の水質汚濁を防止し周囲の環境に配慮するため、関連法規を遵守し、適切な対策を受注者の責任において講じなければならない。
- 5-2 排水計画については、処理方法、排水経路を施工計画書に明示し、事前に監督員の承諾を得るものとし、地元自治会とも充分協議をすること

6. 現場管理一般

6-1 保安

- (1) 必要に応じ適当なフェンス、門扉等を設け、関係者以外の者が容易に立入りできない措置を講ずるものとする。
- (2) 工事施工中の現場管理、安全管理については、本特記仕様書各条項に定めるものを除き、あえて監督員の指示承諾を求めるまでもなく、受注者にて自発的な措置を図り、責任をもって事故を未然に防ぐこと。
- (3) 特に、関係車輌の交通安全対策については、遺漏のないよう執り図ること。

6-2 広報等

- (1) 工事を円滑、効率的に実施するため、受注者は工事着工前は勿論のこと工事中においても、必要に応じて工事内容等を地元住民および通行者に周知せしめるとともに、協力を得るための必要な対策を講じること。
- (2) 工事箇所の周辺住民に対しては、特に親切を旨として十分強調し、信頼関係を保ちながら工事を進めること。

6-3 職員の駐在

- (1) 受注者は、工事施工中の作業時間外といえども、非常時の連絡処理ならびに工事現場の警戒取り締まりを行うこと。
- (2) 異常気象時は、災害防止のため、休日といえども必要に応じ労務者を常駐させなければならない。

7. 損害補償

- 7-1 民有地等を使用する場合の土地借り上げ補償などは、全て受注者の負担と責任において行うものとする。
- 7-2 受注者は、工事の影響により損害が発生すると考えられる周辺物件、井戸等については、受注者で事前に調査を行うこと。
- 7-3 受注者は、工事完了後周辺物件、井戸等に損害が発生していないか、確認を行うこと。
- 8. 竣工時の提出書類
 - 8-1 受注者は、工事完了後速やかに「公共共仕」に規定する書類の他、監督員が必要と指示する書類を提出すること。
- 9. 検査
- 9-1 受注者は、現場の基準点を明確にし、検査に必要な器具、機械を準備すること。
- 9-2 受注者は、検査を迅速に行えるよう人員を配置し、手際よく行動すること。
- 10. 水道用資材
- 10-1 水道用管・弁栓類及び付属品は、設計図書に品質規格を規定されたものを除き、日本工業規格(JIS)、日本水道協会規格(JWWA) 日本ダクタイル鉄管協会規格(JDPA)、日本水道鋼管協会規格(WSP)、塩化ビニル管・継手協会規格(AS規格)及び、 配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格(PTC)のいずれかの規格に適合したものとする。
- 10-2 前項の規定にかかわらず、使用する材料が規格品でないもので、工事をするうえで必要な場合は、監督員の承諾を得なければならない。
- 10-3 前2項の材料には、製品の図面、仕様書及び製造者の検査合格書が提出されなければならない。

11. 舗装の切断作業時に発生する濁水の処理

- 11-1 受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として処理しなければならない。
- 11-2 受注者は、濁水が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに、 監督員に提示しなければならない。
- 11-3 濁水の処理に関し、排水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量等を取りまとめのうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。
- 11-4 受注者は、濁水の処分に関し、処理状況(収集・運搬・処分)を明確に把握できる写真管理を行うこと。
- 11-5 受注者は、濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処分を実施することとし、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

12. その他

- 12-1 他工事との調整は監督員及び関係施行者と協議のうえ、工程調整を行うこと。
- 12-2 工事施工に先立ち、道路使用許可書等を速やかに監督員又は、関係機関へ提出すること。
- 12-3 必要に応じて、当工区の工事説明用回覧板を作成すること。
- 12-4 受注者の責任により生じた数量、工事費の増加に伴う設計変更は認めない。
- 12-5 各種受注作業を実施されるにあたっては、電気、水、軽油類の節約など省エネ、省資源に努めること。
- 12-6 公共土木工事などの受注作業を実施するにあたっては、環境に配慮すること。
- 12-7 バックホウ・振動ローラ等の重機械類については、排出ガス対策型のものを使用すること。

- 12-8 環境汚染につながる緊急事態がおこった場合に対応できる体制及び資材を施工計画に明記し、整えること。
- 12-9 提出書類については、可能な限り両面コピーとすること。
- 12-10 本舗装復旧について、舗装構成は推定であるので掘削時に既設舗装の構成(材質、厚み等)を確認し、監督員に報告すること。
- 12-11 既設管の埋設位置が不明であるため、必要に応じ試掘を行い、その結果を監督員に報告すること。
- 12-12 管路等の施設について、監督員の通水確認後から工事目的物引渡までの間、発注者において使用できるものとする。
- 12-13 地域のゴミ集積所の位置を確認し、収集作業に配慮すること。
- 12-14 交通規制を開放する場合はアスファルト舗装を施工し、段差を解消するなど、安全に十分配慮すること。
- 12-15 工事写真については、基本的に電子納品とする。ただし、電子納品が困難な場合は、監督員と協議し承諾を得ること。
- 12-16 石綿管処理が必要となった場合、石綿障害予防規則及び廃棄物処理法等の関係法令に基づき、特定化学物質等作業主任者 技能講習を修了した者のうちから石綿作業主任者を選任し施工を行うこと。
- 12-17 仮設工で使用した配水管は、使用後、産業廃棄物として適切に処分すること。
- 12-18 仮設工で使用した金属の継手類については、使用後、有価物として売却した関係書類を提出すること。
- 12-19 配水用ポリエチレン管(融着接合)を行う場合、水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講者が施工すること。
- 12-20 配水用ポリエチレン管(融着接合)で行う場合、全箇所の接合チェツクシートを提出すること。また、融着データも提出すること。
- 12-21 交通規制については、車両通行止とし、休工時は規制を解除すること。

明示項目	明示事項	条 件 及 び 内 容
工程関係	☑ 別途工事との工程調整が必要あり	☑ 調整項目 (□ 資材等の流用 □ 仮設及び工事用道路等の調整 □ 建設機械等の調整 □ 施工順序の調整 ☑ その他(本町南部処理分区下水管渠布設工事)
	☑ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	☑ 制限する工種名(全工種) 施工時期及び施工時間(8:30~17:00) 施工方法()
	□ 工期 □ 他機関との協議が未完了	□ 工期は、繰越手続きが完了後、契約の日から()日間に変更します。 □ 協議が必要な機関名() 協議完了見込み時期()
	□ 占用物件との工程調整の必要あり □ その他()	□ 占用物件名(□ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ その他()) □ その他()
用地関係	□ 用地補償物件の未処理箇所あり	□ 未処理箇所 (□ 別添図 □ ~ □ 別途協議) — — — — — — — — — — — — — — — — — — —
	□ 仮設ヤードの有無	□ 完了見込み時期 (□ 平成 年 月頃 □ 別途協議) □ 仮設ヤード(□ 官有地 □ 民有地 □ その他() □ 別途協議) □ 仮設ヤード使用期間()
	ロ その他 (□ 仮設ヤードからの運搬距離 (L = km) □ 使用条件・復旧方法 () □ その他 ()
公害対策関係	☑ 施工方法の制限あり	☑ 制限項目 (☑ 騒音 ☑ 振動 □ 水質 □ 粉じん ☑ 排出ガス □ その他())
	□ 事業損失防止に関する調査あり	□ 施工方法等(□ 指定工法名() □ その他() □ 別途協議) 施工時期 (□ 調査項目 (□ 騒音測定 □ 振動測定 □ 水質調査 □ 近接家屋の事前調査 □ 地盤沈下測定 □ 地下水位等の測定 □ その他() □ 別途協議) □ 調査方法 (□ 別途資料 □ その他() □ 別途協議)
	ロ その他 (□ 調査費 (□計上あり □ その他() □ 別途協議) □ その他() □ 別途協議)
安全対策関係	☑ 交通安全施設等の指定あり	□ 交通安全施設等の配置 (□ 別途図面 □ その他() □ 別途協議)
		☑ 交通管理要員の配置 (□ 別途図面 □ その他() □ 別途協議)
		□ 指定路線 ☑ 指定路線以外 ☑ 配置人員数 (全工区施工時2人以上配置(うち交通誘導警備員 A (1人) 1・5工区除く) (注:配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、指定路線以外で交通誘導警備員 A が配置できない 場合は変更の対象とする。)
	□ 近接公共施設等に対する制限	□ 施工時間の制限 □ 工法制限あり
		 ・近接公共施設名等 (□ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ガス □その他(情報ケーブル)) ・制限を受ける工種 (床掘) ・制限内容 (
	□ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	□ 安全防護施設等の配置 (□ 別添図面 □ その他() □ 別途協議) □ 保安要員の配置 (□ 別途図面 □ その他() □ 別途協議)
	ロ イメージアップ経費適用工事	ローイメージアップの内容(率分)())
	□ その他 ()	□ イメージアップの内容 (積上) () □ その他 ()

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲(発注者)と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目	明示事項	条 件 及 び 内 容
工事用道路関係	□ 一般道路(搬入路)の使用制限あり □ 仮設道路の設置条件あり □ その他()	□ 経路及び使用期間の制限内容 (□ 別添図等 □ その他() □ 別途協議) □ 使用中及び使用後の措置 (□ 別添図等 □ その他() □ 別途協議) □ 用地及び構造 (□ 別添図等 □ その他() □ 別途協議) □ 安全施設 (□ 別添図等 □ その他() □ 別途協議) □ 使用中及び使用後の措置 (□ 別添図等 □ その他() □ 別途協議) □ その他() □ 別途協議) □ その他() □ 別途協議)
仮設備関係	□ 仮設備の設置条件あり □ 仮設物の構造及び施工方法の指定 □ その他()	申用期間及び借地条件 (日 別添図等 日 その他() 日 別途協議) 申転用あり (日 別添図等 日 その他() 日 別途協議) 日 表の他 (日 別添図等 日 その他() 日 別途協議) 市工方法 () 子の他 () 日 別途協議) 日 その他 () 日 別途協議)
残土・産業廃棄物 関係	□ 残土処分(自由処分) □ 残土処分(指定処分・他工事流用) ☑ 残土処分(その他) ☑ 産業廃棄物の処理条件あり ☑ 提出書類あり ☑ での他	図 残土処分地 (□別添図等 □別添協議 図 (処分地未定につき相互協議) 運搬距離(暫定8 km)) □ 処分地の処理条件あり (□ 押土整地 □ その他(産業廃棄物の種類 (図 コン塊 図 アス塊 □ 木材 図 汚泥 図 その他(仮設管・石綿管)) 産業廃棄物の処分地 (図 再生処分場(As・Con塊) 図 最終処分場(汚泥・石綿管) □ 別添図書 図 その他(廃プラスティック類) 別途協議) □ 運搬距離(L = km) 【注:その他の項目()については、処分地を指定しなければならない場合にのみ記入のこと】 図 分地での処理費(図 計上あり(図 処理料 □ 押土整地 □ 被覆土) □ その他()□ 別途協議) 図 処分場の受入条件(産廃マニュフェスト) 図 その他(その他現場で発生した産業廃棄物については適切に処理すること。有価物については物品の受領を証明する書類や計量証明書等を提出すること。)
工事支障物件関係	□ 工事支障物件あり □ その他	□ 支障物件名 (□ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ 有線 □ その他()) □ 移設時期 (□ 平成 年 月 頃 □ 別途協議) □ 防護 () □ その他 ()

⁽注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲(発注者)と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
排水工(濁水処理 を含む)関係	□ 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり □ 水質調査等必要あり □ その他()	□ 項目及び基準値()
薬液注入関係	□ 薬液注入工法等の指定あり □ 提出書類あり □ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 □ その他()	□ 工法区分(二重管ストレーナー工法)、材料種類(別紙参照)、施工範囲(別紙参照) 削孔数量(別紙参照)、注入量(別紙参照)、その他() 工法関係(別紙参照)、材料関係(別紙参照) オストラー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
再生材使用関係	□ 再生材使用の指定あり □ 六価クロム溶出試験あり(環境告示第46号溶出試験) □ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について □ その他(基礎砂使用にあたって)	図 再生材の種類(図 再生Asコン□ 再生路盤材 図 再生クラッシャーラン□ 道路用盛土材□ 再生コン砂) ■ 再生材が使用出来ない場合の措置(□ 新材に変更 □ その他()図 別途協議 ■ 再生コンクリート砂(1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する) ■ 重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。 (認定製品の品名:基礎砂) ■ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 (認定製品の品名:基礎砂) ■ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 (認定製品の品名:) ■ その他(六価クロム溶出試験の分析結果証明書を提出すること。)
その他	□ 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり □ 現場発生品あり □ 支給品あり □ 盛土材等工事間流用あり □ その他()	□ 保管場所() 期間() その他() □ 品名() 数量() 保管場所() その他() ここの。 □ 品名() 数量() 引渡場所() 申期(平成 年 月 日) その他() □ 運搬方法(□ 請負者で運搬 □ 請負者以外で運搬 □ 別途協議 □ その他()) □ 引渡場所(□ 別添図等 □ 別途協議 □ その他()) □ 数量() 運搬距離(L = km) ○ その他()
適用条件		☑ 三重県公共工事共通仕様書(平成28年7月版)を適用 (部分改訂を行った内容も含む) □ 「土木構造物設計マニュアル(案) 編」を適用 □ その他(

⁽注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲(発注者)と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目	明示事項	条 件 及 び 内 容
入札・契約方式	□ 入札時 V E 方式 □ 契約後 V E 方式 □ 設計・施行一括発注方式 □ プロボーザル方式 □ 総合評価方式	□ 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 □ 契約後にVE提案を受け付ける。 □ 細部設計の承認を受けなければならない。 □ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。)で、貴社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。
電子納品	☑ 工事写真□ 工事完成図書(工事写真含む)□ 工事完成図書(試行)	□ 工事写真は電子納品とする。電子媒体の提出部数は、(□ 2部 □ (1)部)とする。 □ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りでない。電子媒体の提出部数は、 (□ 2部 □ ()部)とする。 電子納品の取扱いは「三重県 CALS電子納品運用マニュアル(案)」によるものとする。なお、「試行」とは、正式な成果物は紙納品し、並行して電子納品を試行的に実施するものである。
産業廃棄物		▼工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
工事カルテ作成・ 登録		☑ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報交 換システム		☑ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム(副産物システム、発生土システム)にデータを入力すること。
県内企業優先使用	☑ 県内企業優先使用	✓ 本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を三重県内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者の中から選定するよう努めること。
不当介入を受けた 場合の措置	☑ 不当介入を受けた場合の措置	☑ 暴力団員等による不当介入(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第10号)を受けた場合の措置について (1)受注者は暴力団員等(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第8号)による不当介入を受けた場合は、 断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2)(1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと。 (3)受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
工事実態調査	工事実態調査	□ 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約した場合は、工事実態調査に協力すること。

⁽注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲(発注者)と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。